

定例教育委員会

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 27 日（木） 午後 5 時 30 分から午後 7 時 30 分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 杉本憲司委員 田中さゆり委員 飯田正人教育長
- 4 出席職員 教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長
中央図書館長 文化財課長 幼稚園保育園課長 スポーツ振興室長
教育総務課指導主事
- 5 傍聴人 3 人

教育委員会が決定したもの（議決事項）

1 磐田市立小学校及び中学校の給食費について

< 学校給食管理室長 >

小・中学校の給食費につきましては、今年度に改定をさせていただきましたが、これは、平成 21 年度に改定をして以来すでに 5 年が経過していたことに加え、平成 25 年の 1 月に、学校給食実施基準の改正に伴い摂取量の基準に変更があったこと、また、消費税率が 5 % から 8 % に改正されたこと等に伴いまして、見直しをさせていただいたものでございます。しかし、国において、平成 27 年の 10 月から消費税率を 10% に引き上げる旨の検討がなされていたことから、11 月 5 日に開催をいたしました「平成 26 年度第 2 回学校給食運営委員会」において、平成 27 年度の小・中学校の給食費については、4 月から 9 月までは 26 年度と同額とし、仮に消費税率が引き上げられた場合には、10 月からの金額を、現在の 1 食当たりの単価が昨年度見直した単価に消費税率の 8 % を乗じた額となっていることから、27 年 10 月からの単価は、消費税率を乗じる前の単価に 10% を乗じ、1 円未満切捨てとして算出すること、また、消費税率の改正が据え置かれた場合には、27 年 10 月以降の変更は行わず、今年度と同額とさせていただく旨を説明し、ご承認をいただきました。

ところが、政府は 11 月 18 日になって消費税率の引上げを平成 29 年 4 月に延期すると発表し、21 日には衆議院を解散したことから、現時点では、平成 27 年度の給食費については、26 年度と同額とする予定です。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

< 質疑・意見 >

Q 政府の消費税引き上げ延期の方針が示されましたが、本日の議案の内容はそのままということでしょうか。

A 消費税の改定が行われなかった場合は、同額とするとなっておりますので、政府の方針どおりになった場合には、改定は行わず現行どおりになります。

審議の結果、本議案は承認された。

各課から報告したもの（報告事項）

1 平成 26 年 11 月補正予算災害復旧事業

<教育総務課長>

平成 26 年度磐田市一般会計補正予算の関係についてです。先般の 10 月定例教育委員会において教育費関係についてご説明をさせていただきました。今回は、11 月議会へ提出いたしました教育費関係の補正予算とは別に、別紙のとおり災害復旧費を要求していますので、ご報告いたします。

それでは、要求内容について説明させていただきます。10 月の台風 18 号、19 号において、小中学校、幼稚園の雨漏りや公共施設の被害に係る修繕を行う必要があり、11 月市議会定例会へ 11 款 3 項及び 4 項の災害復旧費として補正予算を計上しました。

それでは、スポーツ振興室、幼稚園保育園課、教育総務課の順で報告いたします。

(1)スポーツ振興室

その他公共施設・公用施設災害復旧事業です。補正の額は 1,479 万 6,000 円です。詳細は稗原グラウンド防球ネット及びはまぼう公園運動広場防球ネットなどの修繕となっております。稗原グラウンドにつきましては、支柱等に損害を受けたということで、支柱等の交換が必要となっており、1,242 万円を計上しました。はまぼう公園につきましては、防球ネットの張り替えが主となっております、237 万 6,000 円の積算となっております。

(2)幼稚園保育園課

福田中幼稚園屋上防水シート修繕を計上しております。台風 18 号による被害でございます。強風により園舎屋上防水シートが剥離をしたものでございまして、全面に防水シートを張っておりましたが、一部分が剥離をいたしました。現地確認をした結果、剥離部分の局所的な補修ではなくて、屋根全体の防水シートの補修が不可欠と判断しましたので、既存の防水シートを撤去し、今回全面に新たに防水シートを張り替えます。合計金額は 326 万 5,000 円を計上いたしました。

(3)教育総務課

幸い台風 19 号では被害がなかったのですが、この補正予算での計上は全て台風 18 号によるものです。学校施設修繕として、小中学校の雨漏りや施設の屋根破損等で 1,114 万 3,000 円を計上しております。

学校からの被害報告では、15 小学校、6 中学校から計 53 箇所被害報告がありました。そのうち、学校で対応できる軽微な修繕を除いた、小学校 12 校 28 箇所 659 万 8,000 円、中学校 6 校 13 箇所 454 万 5,000 円の計 18 校 41 箇所について補正にて要求しています。主な被害は、雨漏り・浸水が 34 箇所、施設破損（屋根破損等）7 箇所となっております。補正予算の議決を経て、修繕に着手していきたいと考えています。なお、早急に対応しなくてはいけないものについては現予算にて既に実施済みです。よろしく願いします

<平成 26 年 11 月補正予算災害復旧事業に係る全体質疑・意見>

Q 稗原グラウンドの防球ネットは、どのようにして損傷したのかという点について教えてください。

A 当日は、月曜日の朝に浜松に上陸した台風 18 号が、森町を通過していきました。指定管理者を現地に派遣し対応してまいりましたが、雨が止んだ 9 時以降に約 1 m の異常増水がございました。グラウンドを設けているのは、河川の高水敷、いわゆる水量が増えれば水が流れる部分でございます。その高水敷に据えてあります支柱が河川の流木や水圧等で破損したということでございます。

2 教育総務課

< 教育総務課長 >

次に、平成 26 年度就学援助費・特別支援学級就学奨励費の認定についてです。要保護及び準要保護児童生徒の認定状況ですが、11 月 1 日現在で、前回報告の 8 月との比較では、小中学校合わせて、要保護が 37 人から 32 人となり 5 人減、準要保護が 631 人から 662 人で 31 人増、合計で 668 人から 694 人となり 26 人の増となっています。なお、25 年度末の認定人数との比較では、34 人の増となっています。特別支援学級児童生徒就学奨励費の認定状況は、同じく 11 月 1 日現在で前回 8 月との比較では小学校が 212 人から 210 人となり 2 人減、中学校では 103 人から 102 人で 1 人の減となっています。

次に、月例報告です。実施済事業として、「平成 27 年度放課後児童クラブ利用申請受付」を報告します。来年 4 月からの児童クラブの利用申請の受付を開始するにあたり、広報いわた 11 月号に掲載すると同時に募集のチラシを作成し、11 月 14 日に配布いたしました。11 月 19 日から受付を開始いたしました。12 月 19 日に 3 年生までの一次受付を終了し、翌週から二次受付に入ります。

続きまして、予定事業として、「教育委員会視察研修」ですが、12 月 15 日・16 日に教育委員さんがコミュニティ・スクール及び学校運営協議会を先進的に取り組まれている新潟県上越市へ研修視察に出掛けます。市教委との懇談後、春日小学校の視察及び学校運営協議会の参観を予定しています。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

3 学校給食管理室

< 学校給食管理室長 >

それでは、「平成 27 年度磐田市立小学校及び中学校の給食実施日数」につきまして、報告をさせていただきます。学校給食の実施日数につきましては、磐田市学校給食条例施行規則第 3 条において、「磐田市教育委員会は、学校給食を、幼稚園にあっては年間 90 日以上を教育日の昼食時に、小学校及び中学校にあっては年間 180 日以上を授業日の昼食時に実施するものとする」と規定されておりまして、これに基づいて給食の実施

日数を決めています。

小・中学校の実施日数につきましては、合併時の平成 17 年度は、旧市町村ごとでそれぞれ異なっておりましたが、平成 18 年度からは市内の全ての小・中学校で「年間 180 日」に統一をしております。平成 27 年度につきましても、引き続き 180 日で実施をしていく考えでございます。

なお、この給食の実施日数につきましても、先ほどの給食費と同様、11 月 5 日に開催をいたしました「平成 26 年度第 2 回学校給食運営委員会」において承認をいただいておりますので、併せて報告させていただきます。

続きまして、実施済主要事業として、まず、「平成 26 年度第 2 回磐田市立学校給食運営委員会」についてですが、11 月 5 日の 12 時から、大原学校給食センターにおいて開催をいたしました。当日は、会議に先立ち、運営委員の皆様に加え、田中委員さんにもご出席をいただき、給食の試食を実施しました。ありがとうございました。試食後、会議に入り、先ほどお話をいたしました、平成 27 年度の小・中学校の給食実施日数と給食費についてご審議をいただいたほか、今年度の 4 月から 9 月までの栄養摂取及び喫食状況について、報告をさせていただきました。

また、9 月の定例教育委員会で、栄養士が在籍していない単独調理場において、9 月から鶏卵の汁物の除去を開始した旨の報告をさせていただきましたが、その状況等も含め、「食物アレルギー除去食の流れ～除去食が子どもたちに届くまで～」について、パワーポイントを使って説明をさせていただきました。

なお、当日、別途議案として提出をいたしました「平成 27 年度磐田市立幼稚園の給食実施日数及び給食費について」は、給食費等の算定について、現在、幼稚園保育園課で検討中であることから、次回の運営委員会であらためて協議することとなりました。

次に、「学校給食用牛乳供給工場調査」についてですが、この調査は、県の学校給食用牛乳協議会が 2 年に 1 度実施をしているものでございまして、11 月 12 日に、本市を含む 12 市町が供給を受けている「フクロイ乳業」について、実施要領に定められた点検表に基づき、施設や製造過程等の実態調査のほか、意見交換会を行いました。

フクロイ乳業は、学校給食用として年間約 2,000 万本を製造しており、全自動の工場において、専用の検査室が完備されているなど、衛生面においてもしっかりとした対応が取られておりました。

< 質疑・意見 >

Q 昨日のニュースで大阪市の中学校の給食の話題が出ていました。ニュースでは味の問題からふりかけをかけていることや残飯もすごく多いという内容が報じられていました。これまで、大阪市では公立中学校は給食がなく、4 月から給食が始まったものであり、方式としてはデリバリー給食で行っているという内容でした。先日、大原学校給食センターにお伺いして、給食を試食させて頂きましたが、大変美味しい給食でした。ニュースでは全国的に残菜が多いという話だったのですけれども、磐田市では給食の残

菜の状況はどのようなのでしょうか。

A 学校給食運営委員会でも、残菜の状況を報告させていただいたところですが、年齢や季節、行事等による状況により相違はありますが、残菜量としては少なく済んでいるという状況です。

4 学校教育課

<学校教育課長>

11月の重点実施済事項でございますが、1番の主幹教諭・教務主任研修会を実施しました。主幹教諭と教務主任というのは、学校において教育計画を立案する重要な分掌に就いております。そういう意味で主幹教諭、教務主任の資質を高めるということで今回は国土館大学の北神先生をお招きしまして、学校組織マネジメントの進め方について講話をしていただきました。大変具体的な内容を盛り込んでいただいて、主幹教諭、教務主任にとって、来年度に向けての参考になったと感想を述べていました。

次に、2番の磐田市英語授業づくり研修会についてです。小中一貫教育を推進しているところではありますが、その一つの柱として英語教育の推進という流れの中での研修会です。今回は、「小中の円滑な接続と中学校外国語科の授業改善」ということをテーマに県指導主事を招いて、授業を見て頂いてご指導を頂きました。それと併せて、本市教育委員会の指導主事が「磐田市の外国語教育」と題して話をしました。今後の予定事業では、English 1 Day Camp を行います。本年度で3回目になります。今回は豊田南小と青城小の5・6年生の児童を対象に、12月6日に豊田農村環境改善センターで実施します。過去2回ALTの話聞いて、楽しそうに自分からALTに関わりを持つこともありました。そういうことで、ねらいに沿った活動が今回も展開できるかと思えます。

それから、今後予定の2番の磐田市市費負担教員採用選考試験を12月13日に予定をしています。平成27年度磐田市費負担教員採用試験応募状況をご覧ください。受験応募者総数が73人となりました。区別の応募状況ですが、A区分、B区分というのがあります。B区分というのは、12か月講師を経験された方、A区分については講師経験が12か月未満又は大学新卒者ということになります。A区分の一次試験対象者は62名、B区分は2次試験よりということで11名であり合計73名です。2番目は校種と教科別の表でございます。小学校が34名、中学校33名、共通が6名、最後の共通というのは小学校でも中学校でもいずれでも希望するというものです。中学校の教科であります。若干教科による偏りがあります。それから3番の講師歴、居住地別応募状況についてですが、講師経験者34名、これは12か月未満も含まれています。現在、磐田市で勤務しているものが17名、市内在住者35名、磐田市外30名です。ここには載っておりませんが県外からは8名という状況になっております。12月13日に一次試験について62名を対象に実施してまいります。

また、いじめ防止等対策推進条例設置についてです。これについては、9月22日の

定例教育委員会で協議をして頂きました。その後、ご意見を参考に頂きながら、さらに協議をしていきました。まず、1番ですが、この法律は全国でいじめを巡る問題が深刻化している中で、国が25年6月に対策推進法を制定し、基本的な方針を10月に出しました。それを受けて26年3月に県及び県教委が基本方針や附属機関の条例設置を行ったわけです。その対策推進法の主だった概要でございますが、これはあくまでもいじめ防止等の対策ということでございますので、それをどう進めていくか、という法律になります。

重大又は重大事態が発生した場合での対処も規定されています。方針策定と組織については、いじめ防止基本方針、連絡協議会、教育委員会の附属機関、首長の再調査、学校のいじめ防止のための組織などが挙げられています。国については、基本方針については義務、学校も義務ということになっています。既に本市の33校については、基本方針は作られています。また、連絡協議会、附属機関、再調査等の機関については地方公共団体では「できる規定」です。義務ではありません。方針についても努力規定となっております。そこで、(条)と書いてありますが、仮に連絡協議会、附属機関、再調査等の機関を作る場合には、条例設置という流れになります。本市の対応としては、当初は基本方針ということを進めていこうと考えていたわけでありましたが、連絡協議会、附属機関、再調査等の機関を設置していく必要があるだろうということです。それはやはり児童・生徒が安心して学校生活を送るという上で、そのような組織をしっかり設けていくことが、望ましいのではないかと判断いたしました。そのような状況の中で、1つ1つ協議会の条例、附属機関の条例、再調査の機関の条例を制定するのは効率的ではないということで、いじめ防止等対策推進条例を策定して、その中に、協議会を設置する、機関を設置する、首長の再調査機関を設置するというように盛り込んでいった方が市民の方々にもご理解が図れるだろうということでそのような方向で転換をさせていただきました。

現在、条例設置に向けて、条例(案)を作成している途中であるという旨ご報告させていただきます。裏面については、今、概略をお話いたしました。イメージとしては、いじめ防止等対策推進条例を作って、その下に基本方針、連絡協議会、附属機関、首長再調査機関を設置するという流れになります。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

5 中央図書館

< 中央図書館長 >

はじめに12月の各図書館の休館日の変更をお願いいたします。これは12月の図書整理日による休館についてですが、第4週の金曜日、木曜日、水曜日の休館日を冬休み等により年末の利用者が多いことに配慮いたしまして、第3週の各曜日に変更したいと思

います。なお、豊田図書館につきましては、天井耐震工事のために1月30日まで臨時休館とさせていただきますが、現在は館内の展示室において予約本の受け取りや雑誌・新聞などの閲覧など一部サービスをしております。これは11月30日(日)まで実施する予定となっております。この後、展示室の天井耐震工事が始まることに伴いまして、12月3日(水)から1月18日(日)までは月曜日と年末年始を除きまして、アミューズ豊田内の以前喫茶室のあった場所におきまして、予約本の貸出及び雑誌・新聞の閲覧などを実施する予定を立てております。詳細につきましては、図書館のホームページや図書館だより等で周知をしていきたいと思っております。

次に、重点事項につきましては、磐田ハイスクール講座の第2回、第3回について紹介させていただきました。磐田西高校と磐田北高校の教諭及び生徒による講座が実施されました。これは各高校の教育内容の理解を深めるとともに、図書館と高校の協働による生涯学習機会の提供を通して地域社会の活性化及び生活向上に寄与することを趣旨として開催する講座です。予定事業といたしましては、中央図書館におきまして、第27回の「子どもと読書講演会」を11月29日に開催いたします。子どもにとって、読書がいかに大切であるかをテーマに毎年開催しているものです。現在、70名程度の参加の連絡を頂いているところです。

< 質疑・意見 >

Q 先日、新聞に載っていましたが、全国図書館大会が行われたと思っております。10年前に比べて利用者が急増しているという状況があって、29%増という数字が挙がっております。情報提供という基本コンセプトがあって、これから色々と検討していく要素が出てくるのではないかと思います。日常生活の中で、図書館に触れていくことができるという中で驚くようなことまで図書館で取り込まれている現状があると思っております。その中で図書館コンサルタントとナビゲータ部分の両方を兼ね備えた図書館コンシェルジュと呼んでいますが、そういうようなコーディネータ的な仕事というのが今後必要となってくるのではないかとということが載っていたのですが、その点はいかがでしょう。

A 現在、図書館コンシェルジュという言葉がよく使われておりますが、図書館では司書が実際にそのような役割を果たしております。資料の所在確認であるとか、調査研究の支援も司書資格を持った職員が対応をしておりますので、司書の役割からプラスアルファの部分を含めてのコンシェルジュという言い方をされていると思うのですが、その部分については、例えば、掛川市の図書館では、育児相談などを読み聞かせのときに育児コンシェルジュの方に来てもらって、通常、敷居が高くて育児等の相談ができないという方で、おはなし会に来たお母さん達がそこに育児コンシェルジュがいることで、そこで育児の相談をするなどの実践があります。コンシェルジュの体制を作るかどうかについては、磐田市ではまだそこまで具体には考えてはおりませんけれども、今後、子育て支援との連携が非常に重要であると考えております。

いままでの司書のような役割の捉え方だけでなく、それに加え、司書を活用し

て情報提供機能を高めていくよう社会がそのように動きつつあると思います。我々が所定のプロセスを経ていけば、国立国会図書館にある資料も閲覧できたり、あるいは紙だけが本ではない部分が出てきたり、多角的な利用方法について今後どのようにしていったらよいのか含めて考えていく必要があると思います。ただし、そうはいつでも基本的な本質はあるものですから、そこはきちんと押さえた中で、そういう部分も検討していく時期に来ているのではないかということを感じました。サロンのような様々な人々が寄って情報交換し合うということもあると思います。

中央図書館では、各種データベースを利用者が閲覧可能ですので、利用者の課題解決を行うということが出来ます。第一法規のデータベースと日経テレコン、静岡新聞のデータベースが入っておりますのでご自身が検索したいときにはできるような体制を整えております。

私は竜洋地区なのですけれども、旧町村はそのエリアの中に図書館がありまして、私達も子育ての時には、お楽しみ会、クリスマス会の開催など、子育てとともに図書館があったという中で、いつも子供と一緒に図書館に行っていて、そこで同じくらいの子供達のお母さんと仲良くなるということがありました。その結果、自然と子供達も大きくなったら自転車に乗って自分で図書館に行くということをしていました。旧町村はそれができたのですけれども、旧磐田市は中央図書館が一つであるものですから、中央図書館から遠くの人達は、そういうことが無かったということの前に聞かされて、遠方の小学校は社会科見学の中で中央図書館へバスで行くということで、子供達はその時に初めて中央図書館に行く訳でお母さんに連れて行ってもらってなかったということでした。そういうところが同じ磐田市の中でも、図書館利用の感覚として違うのかなと思いました。

図書館に近い小学校の子供達は、非常に足繁く通える環境にあると思います。少し離れているとお父さん、お母さんに連れて行ってもらわないと子供だけでは行けない環境ではありますが、茶の間読書では、全小学校3年生に対して団体貸出をすることや、社会科見学の中で図書館に立ち寄ってもらって、図書館ガイダンスをして、その後にお母さんと一緒に来ることなどに繋げていくなど、現在では中央図書館ではガイダンスを申し込んでいただく小学校が増えております。図書館まで遠くいままで公共図書館に足を運んだことが無かったという児童が多いという学校も確かにありました。図書館を学ぶ単元が国語の中にもあったかと思いますので、そういうときにバスで中央図書館に来ていただくということも、学校側の行事に組み込んでいただければ、図書館側もきちんと対応していきたいと考えております。

大きな立派な図書館は無理だとしても、例えば、見付公民館の中に図書室がありますが、各公民館にも図書室があると思います。そういうところを利用されるということも一つはあると思います。

Q 公民館から子供達が借りたいような本を検索できて、運んでもらえるようなシステ

ムはありますでしょうか。

A 現在のところ、公民館との検索上のシステム連携はされていませんけれども、公民館の職員がその公民館で子供達のニーズを捉えて図書館に来ていただいて、団体貸出制度を利用して頂くなどしています。貸出する書籍が多い場合については、図書館員が公民館まで車で運搬するなどの連携を図っております。

Q 今後は、現在の公民館が交流センターになっていきますので、そういう意味では地域コミュニティの窓口として各拠点になっていくと思うのですが、そういったところに図書館の端末を置く計画はありますか。

A 現時点では、設置実現は難しい面はあろうかと思いますが、全国的には配本サービスタという形で、他市においては、図書館のない地域のところを配本所として公民館などを受け取り場所としているところがあります。まだ、磐田市ではそこまで至っていないのが現状です。

6 文化財課

<文化財課長>

文化財課の月例報告をします。重点事項について、実施済事業の10月31日開催の福田町史編さん委員会についてですが、今年度取り組んでいる事業として、主に専門委員会の実施状況や福田町史調査報告会の内容について報告するとともに、27年度に刊行予定の福田町史通史編の記載項目の内容についてお示し、確認をしていただきました。通史編の記載項目は、既に刊行済みの旧市町村のものと、ほぼ同一で古代～中世、近世・近代、そして現代及び気象、地質、生物などの自然編に区分されており、28年3月に刊行する予定です。

次に、「津倉家住宅の寄附記念式典」についてですが、11月10日、旧津倉家のご自宅で、教育長を中心とした教育委員会関係者のみでの式典を行いました。式典には、津倉家のご親族3名が出席され、本市からは、寄付に対する礼状をお渡ししました。新聞でご覧になった方もいると思いますが、本式典に関する記事は、地方紙をはじめ、全国紙の毎日新聞にも大きく取り上げられ、今後の施設の活用方法等について注目されています。市としても、教育委員会部局だけでなく、市長部局も含めた検討組織を立ち上げ、これまでに無いような、新たな活用方法を考えていきたいと思っています。

最後に、予定事業では、12月18日に開催予定の「第1回文化財保護審議会」についてですが、今回の委員会では、文化財保護の審議に係わりのあるこれまでの経過について、先ほど説明しました津倉家住宅と、既に取壊した栗田家土蔵群について説明することや、今年度の調査の中から、中田の仏像、これは、磐田市中田地内にあり、豊田学校給食センター東、若一王子神社の小さな祠内に安置されている仏像を調査しております。もう一つは、池田の奉納相撲ということで、池田中町、豊田西保育園の西側で堤防に隣接お宮で天白神社に奉納する相撲で毎年10月に行われております。こ

の2件についての調査報告する予定です。

< 質疑・意見 >

なし

教育委員会で協議したもの（協議事項）

・平成27年度版「磐田の教育（概要版）」について

< 教育総務課長 >

平成27年度版「磐田の教育（概要版）」は、27年度におきましても、年度当初に教育委員会の目標、方針、方針別主要施策などを盛り込んだ冊子として発行していく予定です。

本日ご意見をいただきたいのは、これから申し上げます編集方針、27年度の磐田市教育委員会の目標、教育施策（方針）についてです。まず、発行の目的は、27年度の磐田市教育行政の基本方針や施策について定め、これを公表することで、主要な教育施策を早い段階で、事務局や学校・園の先生・職員に周知し、併せてホームページへの掲載のほか、図書館や公民館にて一般市民の方々にもお読みいただけるようにしていくことです。

それでは、編集方針についてです。事務局では、（1）各方針に対する各課・室の平成27年度の基本方針、施策、主な取り組みを記載する。（2）「磐田の教育道しるべ」（平成25年度3月に策定）については、多くの学校関係者に配布する「磐田の教育（概要版）」の1ページ目に平成26年度概要版と同様に掲載し意識化を図る。（3）補助執行されている教育関連事業に関係する各課・室の事業について、3つの基本方針との関係を分かりやすくするために、事業名の掲載だけでなく、各課・室の基本方針を平成27年度版においても記載する。この3点については、26年度と同様の方針で編集したいと考えています。

（1）については、今後、市長が教育委員さんと協議をする総合教育会議での結果から策定する大綱も考慮し、イメージをして作成していきたいと考えています。例えば、19ページにある、県の「有徳の人」づくりアクションプランのように指標を入れながら年次計画を記載するというイメージです。この大綱を元に8月に磐田の教育を発刊しますが、今回は概要版であり、発行目的にあるように年度の早い段階での周知の必要性から、基本方針、施策、主な取り組みを掲載していきたいと思います。総合教育会議は4月からの法施行になりますので、今回の内容について入れていけるかという時間的に難しい面はあります。国からの指針には、4月から法施行になった早い段階で総合教育会議を開催するということも言われておりますので、どのタイミングでというのはなかなか難しい面はありますけれども、なるべく早い段階で大綱策定に移っていきたいという思いはございます。その下準備を事務局の方で進めておりますので、大綱は首長が策定するものではありませんが、教育委員会での担当部分がありますので、総合教育会議

の事務局をどうするかなどは今後首長部局との協議をさせていただいた中で、教育委員会の補助執行で行っていくのか、首長部局で事務局を行うのかそのあたりもこれからの議論になっていくと思います。

(2)については、トップページに記載することで年度当初改めて意識化を図ることをねらいたいと思います。この「道しるべ」をさらに周知し生かしていく手立てについては、別に考えていきます。各学校の事例なども盛り込んでいきたいと思っております。

(3)については、3つの基本方針との関連性を明確にするために26年度版より記載しています補助執行部分です。27年度は事業名だけの記載ではなくて、もう少し詳細な内容で入れていきたいと思っておりますので、それも大綱の方向性を含めての話になるかもしれません。

(4)は磐田市合併10周年事業の場合は、事業名の後に10周年事業などの表記をします。これは、新たな点で、合併10周年の取り組みが分かるように表記し、磐田市全体の取り組みの一つであることを示していきたいと考えています。編集方針につきましては以上です。

それでは、磐田市教育委員会の目標についてです。事務局(案)では26年度と同じく「ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな磐田市民」とし、主な教育施策(方針)(案)についても26年度と同じく、子どもの「生きる力」(知・徳・体のバランスのとれた力)を育みます。子どもの成長を支える「地域力」をさらに活用します。市民が活用しやすい「学びの場や環境」を整備しますという三点と考えておりますので、ご意見をいただければと思います。今後の予定については、具体的な施策の内容等を作成し12月・1月の定例教育委員会で内容についてご協議いただく予定です。

< 質疑・意見 >

Q 基本的には良いかと思えます。総合教育会議が4月以降ですので、その会議で大綱について市長がこの内容でということを示したもののについて、教育委員会と協議し決定していくというプロセスの中で、この概要版が4月発行ということになると、大綱の掲載は時間的に難しいというように思います。実際には、文科省も4月以降のできるだけ早い時期に総合教育会議を開くように言っておりますので、その時点から進めていくという形でしょうか。

A 新教育委員会制度における総合教育会議の内容については、教育長のおっしゃるとおりであります。ただ、市長と教育委員の意見交換会の中で、総合教育会議という名称ではない形で、少しそのような話も盛り込んでいくという考えもあります。新制度では総合教育会議を経て大綱を作成する訳ですので、概要版には盛り込めないと思っております。

「大綱」という名称であると載せるのは難しいと思います。教育方針というような形であれば載せられるかもしれません。

大綱としては載せません。大綱は市長が策定しますので、こちらは教育委員会での

方針、方向性ですので、大綱の中で教育委員会が取り組むべきもの、市長部局が取り組むべきものがあり、教育委員会が取り組むべきものについてはこちらで載せていくという形になると思いますので、大綱そのものが載ってくるということはないと思います。

Q 概要版を4月1日に発行して、8月の「磐田の教育」の従来冊子を発行することですね。「磐田の教育」の冊子のころには、大綱はできているのですね。

A その予定です。ただし大綱と「磐田の教育」の方針の整合性を取る必要があります。

法律が平成27年4月1日から施行になっておりまして、概要版が出るのが4月1日です。法律ができた中で後から付け足すような形であって見た目では問題があるというのと、あくまでも市長と教育委員会の協議の中で大綱を作っていく、大綱は単年度ではなく、何年か先を見据えた計画になるものですから、大きくずれることはないだろうという思いはあります。ただし、8月の本冊子の後ろに大綱を載せるにしても、方向が違った場合にするのだろうということで、事前にある程度は調整せざるを得ないのかなというように思います。4月の段階でこれは大綱に載っていませんというものの、法律が施行されているのではないかとというときに一刻も早くそれに追いつかなければならないということで、初年度は大変な部分はあるかと思っています。大綱は概要版では謳えないとは思いますが、方向性は示していかなければならないと思います。次年度以降は総合教育会議を2月など早め実施することであれば、概要版に載せることはできるかと思っています。次年度以降は、大綱を決めるというよりも進捗管理や方向の転換になると考えています。いずれにしても、最初が大事なものですから、その点はしっかり行っていく必要があると思っています。

Q 新教育委員会制度については、大きな概要や基本的な点は制度説明として必要になると思います。その中に総合教育会議とかそういう手順を経るとということや今後の取り組み内容など説明文を入れたらどうでしょうか。

A はい。そのように考えております。

例えば、少人数学級の推進や適正規模の学校を目指すであるとか、小中一貫教育を引き続き進めていくことや、子供達に色々な経験をさせることなどは、大きな目標ですので、現在進めていることがそんなに変わるものではないと思います。内容としては、エッセンスのようなものになるかと想定しています。

これまでも教育委員と市長でお話する中で方向性の違いはなかったと思っていますけれども、ここで使っている「方針」という言葉などは適当でないと思います。基本方針は総合教育会議で言われますので、その意味で言葉を慎重に考えないと誤解を招く可能性があるのかという懸念があります。最初の段階では十分に精査する必要があると思います。

総合教育会議は慎重に行うとすると3か月ぐらい行って、3回から5回ぐらい開催して、先の5年間ぐらいの計画で検討すると、とりあえず概要版では今年の方針を出しておいて、大綱については今後の予定を示すというのも考えとしてあるかと思っています。

問題は、その時点では 27 年度については予算ができていますので、予算を計上した上で方向が違うというのにはあり得ないと思います。その点を問われたときに、どのように説明するのかということも考えて予算を組んでいくしかないということになります。

総合教育会議では、27 年度からの数年間の基本方針になると思います。ただ、27 年度予算は 4 月 1 日から既に執行しておりますので、27 年度の事業は既に決まっています。それを踏まえずに作る訳にはいかないで、それを考えるとその点はあまりこだわらなくてもいいのかなという思いもします。施行日の前に総合教育会議に近い会議を行うこともあり得るのかと思いますので、考え方は色々あるのかなと思います。

Q この「磐田の教育」の冊子の原稿の締め切りはいつ頃でしょうか。

A 原稿は 7 月頃になります。

今までの施策に加えて、新たに入ってくる部分があるかもしれません。

教育委員会が補助執行している部分などは変わってくるところもあるかもしれません。例えば、子ども・子育て支援制度などは大幅に制度改正になります。

概要版については従来どおりいく方針だと思いますが、大綱との関連を検討したいというのは、先程、教育部長がいわれたように大綱の内容と磐田の教育の内容がずれていってしまうというのはおかしな話になってしまいますので、今の段階での方向性をしめしていきながら、こういう制度であるので、今後このような方針で進めていくというのを示していければと思います。大綱としては載せません。

Q そういうプロセスの表現をしたときに、27 年度版としての概要を途中で改訂するという考え方はできますよね。

A 「磐田の教育」概要版という名称についてですが、概要版というのは通常本編があってそれを集約する意味での概要版ということになりますので、概要版が出てその後に本編が出るという現在の在り方は再検討する必要があると思います。例えば、これを「磐田の教育予算の概要」とすれば、27 年度に限っていくというやり方もあるのかなと思います。いままでの過去との経緯もあるものですからその点は再確認の必要があるとは考えています。

これまでは概要版という名称ではなくて「磐田市教育施策の重点」として庁内印刷して作っていました。その他に教育委員会だよりなどを出しておりました。平成 24 年度からは現在の「磐田の教育」概要版として外注印刷をしています。本編を渡すのは 9 月ですので、この概要版の目的としては、年度当初に方針の概要を示すという意味になります。

県では、「教育行政の基本方針と教育予算」を平成 26 年 4 月に出しています。イメージとしてはこういうものであるとは思いますが、ここにも基本方針という言葉が入っておりますので、その点は今後検討する必要はあります。

ダイジェスト版ということではなくて、理念、方向性を基本的コンセプトとして示

したらよいのではないのでしょうか。

位置づけとして、年度当初に、教育委員会で行う事業の方針を示し、概要を伝えるということなので、本編の方はその肉付けしたものと前年度の結果も載せているものですから、教育全般に渡るような形であり、その位置づけは間違っていないと思います。

今、言われたような予算的な施策はこの段階では出せますので、そういった示し方も一つの考えとしてはあると思います。

また、大綱を決めた後に、決まりましたで良いのかという問題がありまして、本編に載せるというのはいいのですが、例えば、市長が議会で説明をするなど、場合によっては求められるのではないかと思います。それを6月議会に行うであるとか、次年度以降は2月予算議会のできるのでもいいとは思いますが、当初は少しずれてしまうものですから、それは解決しておく必要はあるとは思いますが。その後、本編に載せるというスタンスの方がいいと思います。その際、右に向いていたのが左を向くということは、おそらくはないとは思いますが、ただ、新しい施策が入ってくるなどはあり得ると思います。その新たな施策は次年度以降に対応することになると考えています。

予算には関わらない部分でソフト的なものを新たに入れ込むということは想定としてあり得るのかと思います。経費のかからない部分で進めていくこともあり、そのあたりは、教育委員会と市長の調整になってくるのではないかと思います。もう少し研究をさせていただいて、概要版がいいのかどうかなど根本の話になってきますので、どういった形で施策を示していけるかを考えた編集方針で進めていきたいと思っています。

今回の話を基にして、明日、編集担当者の打ち合わせを考えております。来年度予算のこともございますので、それを考えた上で、来年度の施策を上げてくださいますようお願いをしているところです。その点については、変わりはないと思いますので、そのように進めてまいります。

Q 主な教育施策について学校教育課はどうですか。

A 学校教育課では、コミュニティ・スクールの位置づけを方針1「子供の生きる力を育みます。」に入っておりますが、これを方針2「子供の成長を支える地域力をさらに活用します。」に変えていく必要があるのかであるとかなどを考えております。全体としては教育委員会の施策を3つで総括できているのではないかという感想です。学校教育だけを考えてみても、「生きる力」は文部科学省で掲げるキーワードでありますので、適当かと思えます。

Q 現在、幼稚園は補助執行の内容に入っているかと思いますが、今後、幼保園となったときにはどのように取り扱っていきますか。

A 幼保園には、保育に限らず、教育の部分もありますので、入れていくことになると思います。

幼保園についてどのように考えるのかですが、文科省からは、保育の部分は保育の部署で指導の部分は教育委員会ということとということを知ったことがあります。

認定こども園については、色々な形態がありますので、幼稚園型は明らかに幼稚園の部分になりますし、幼保連携型となったときのこども園が一番難しい部分になってくると思います。厚労省の認可でもない、文科省の認可でもないというところになり、いわば、両方合わさった施設になりますので、関係ないという訳ではありません。

Q そうしますと、教育・指導の部分は教育委員会で考えていきたいと思いますか。幼保園は、方針1「子供の生きる力を育みます。」に入ってきますでしょうか。

A 幼児教育は幼稚園教育要領と保育指針に基づいていますので、括りとしては、方針1でよろしいかと思えます。

図書館、文化財課は、方針3の「学びの場や環境の整備」に当てはまるということでしょうか。今後は、例えば文化の継承など入れていく形も考えられるとは思いますが、その点は慎重に詰めていかなければなりません。また、大綱などで方針を出していくことも検討していく必要があると考えます。

以上のご意見を踏まえまして、磐田市教育委員会の教育目標、主な教育施策については従来どおりということで、平成27年度は進めてまいります。作成日程につきましては、今後原稿作成に入っていきます。明日、担当者会議を開催し、4月発行予定という流れで進めてまいります。また、来年1月、2月に協議を予定しておりますので、その際にご意見をいただければと思っております。